

令和2年度 第5回 北諏訪区地域協議会

次 第

日時：令和2年10月15日（木）

午後6時30分～

会場：北諏訪地区公民館 集会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【協議事項】

・自主的審議事項について

4 その他

5 閉 会

北 諏 訪 区 に 関 す る デ ー タ

1 国勢調査の結果

(1) 北諏訪区の人口及び世帯数

	H12	H17	H22	H27
人口（人）	1,842	1,705	1,632	1,540
世帯数（世帯）	492	487	503	504

- ・ H27 国勢調査における上越市の人口は 196,987 人、世帯数は 71,015 世帯であり、市全体に占める北諏訪区の人口は 0.78%、世帯数は 0.71%となっています。
- ・ 北諏訪区の人口は、平成 12 年と比較して 16.4%減少しており、毎年概ね 20 人ずつ減少している計算になります。（なお、市人口の平成 12 年と比較した減少率は 7.0%）
- ・ 平成 12 年の国勢調査の人口を基準とした推移及び他区との比較は別紙のとおりです。

(2) 年齢別人口

	H17		H27	
	人口（人）	構成比（%）	人口（人）	構成比（%）
0～14 歳	212	12.4	158	10.3
15～64 歳	1,105	64.8	952	61.8
65 歳～	388	22.8	429	27.9
合計	1,705	100.0	1,539	100.0

※合計は年齢不詳分を含むため、集計上誤差が生じています。

- ・ H27 国勢調査における上越市の年齢別人口の構成比は、次のとおりです。
0～14 歳：12.8% 15～64 歳：57.1% 65 歳～：30.1%

(3) 世帯構成の推移

	H17		H27	
	世帯数（世帯）	構成比（%）	世帯数（世帯）	構成比（%）
単独世帯	61	12.5	79	15.7
夫婦のみ	69	14.2	105	20.9
ひとり親と子ども	37	7.6	49	9.7
夫婦と子ども	118	24.2	116	23.0
3 世代世帯	164	33.7	109	21.6
その他	38	7.8	46	9.1
合計	487	100.0	504	100.0

- ・ H27 国勢調査における上越市の世帯構成の構成比は、次のとおりです。
単独世帯：26% 夫婦のみ：20% ひとり親と子ども：9%
夫婦と子ども：24% 3 世代世帯：15% その他：6%

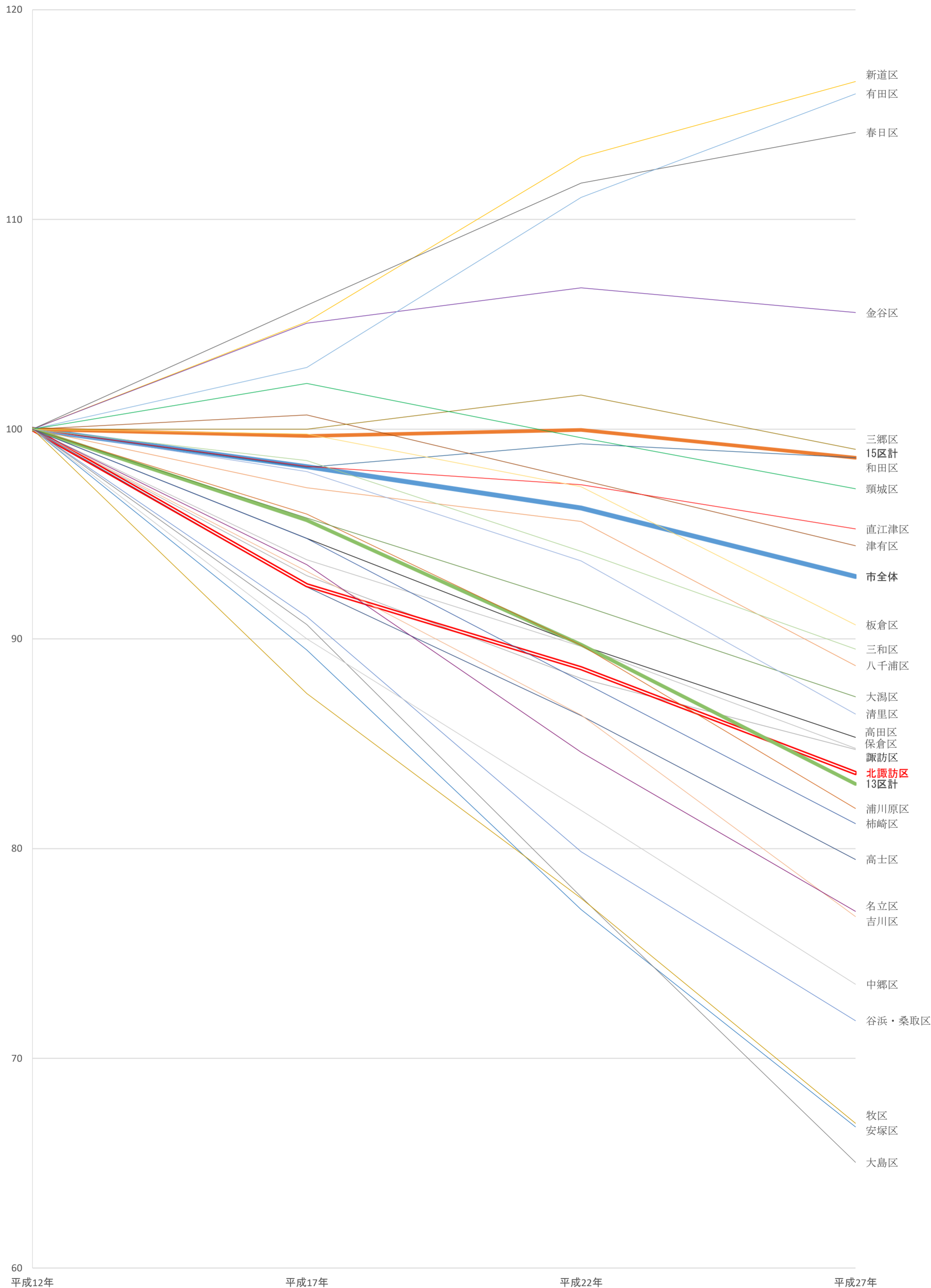
2 区内の主な公の施設

- 北諏訪保育園（所在地：上千原、建築年：H6）
 - ・R2年6月1日現在の園児数：63人、定員80人
- 北諏訪小学校（所在地：上千原、建築年：H2）
 - ・R2年5月1日現在の児童数：72人

【その他の主な公の施設】

施設名称	カテゴリー	所在地	H30年度利用者数
上越リゾートセンター くるみ家族園	日帰り温浴施設	東中島	53,215
北諏訪地区公民館	公民館	上千原	3,165

平成12年の国勢調査人口を100とした人口推移



自主的審議の進め方について

地域協議会では、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に基づき、市長からの諮問事項だけでなく、地域協議会が自ら必要と認めるものについて、審議（以下、「自主的審議」という。）し、意見を述べるすることができます。

この自主的審議に当たって、会議を円滑に進行するため、以下のとおり取り扱いたいと考えます。

1 審議事項の届出者

- 地域協議会委員
- まちづくりセンター（区内の住民から直接要望・相談があった場合に限る）

2 届出手続

- 自主的審議を希望する委員は、「〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出することとします。
- 上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の14日前までとします。
- 区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入することとします。
- 提案書は、センターで全体を取りまとめた上で、会長に届出を行うこととします。

【補足説明】

- ① 提案書の作成等について
 - ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）
- ② 提案書の提出期限について
 - ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に係る担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の14日前までとしています。
- ③ 会議当日の届出の対応について
 - ・ 上記の提出期限後会議当日までの間に届出（提案書の提出）された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降でお願いします。
 - ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合にあっては、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される地域協議会に諮れるよう対応するものとします。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

3 審議の可否の判断

- 届出のあった事項については、提案書の提出後、最初に開催される地域協議会において審議の可否の判断を行うこととします。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定することとします。

【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第3項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

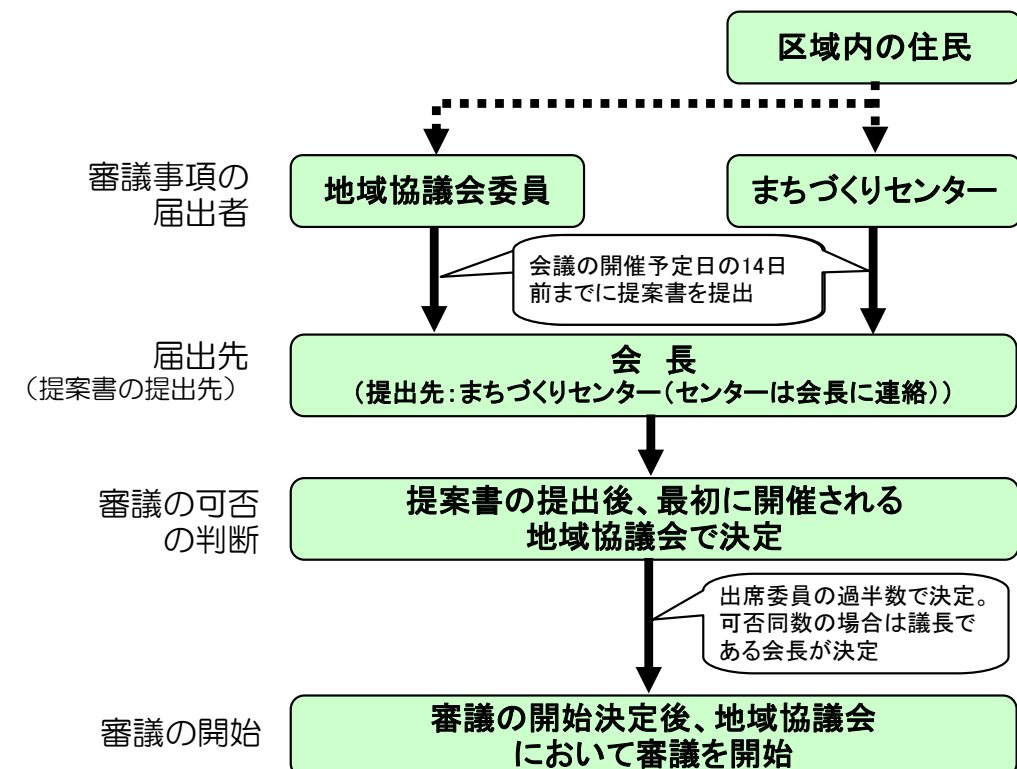
4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行うこととします。

【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

【自主的審議事項の届出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】



様式（委員用）

令和 年 月 日

北諏訪区地域協議会自主的審議に係る提案書

北諏訪区地域協議会
会長 白木 朝雄 様

提案者名 _____

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	
内 容 ※下記を参考に可能な範囲でご記入ください。 ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等	

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の14日前までにまちづくりセンターに提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、センターにご相談ください。

様式（センター用）

令和 年 月 日

北諏訪区地域協議会自主的審議に係る提案書

北諏訪区地域協議会
会長 白木 朝雄 様

上越市自治・市民環境部
北部まちづくりセンター長

下記事項について、区内の住民から要望がありましたので、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づく事項として、審議いただくよう提案します。

記

審議する事項	
内 容	

各区の自主的審議事項の取組状況

	現在審議中のテーマ
高田区	
新道区	①新道区内における公の施設(芙蓉荘・新道地区公民館・富岡児童館等)の老朽化と今後の整備について(平成30年9月6日～)
金谷区	
春日区	①あらゆる世代が心豊かに健康で暮らせる春日区とする方策について(平成29年8月22日～) ②春日山城跡の観光振興策について(平成29年8月22日～) ③安全・安心に暮らせる春日区とする方策について(平成29年8月22日～)
諏訪区	①諏訪区内への移住促進策について(平成29年6月7日～)
津有区	①少子高齢化対策について(平成30年2月27日～)
三郷区	
和田区	
高士区	①人口減少の抑制について(平成30年1月30日～)
直江津区	①直江津まちづくり構想について(平成25年2月14日～) ②消防団のあり方について(平成25年2月14日～)
有田区	
八千浦区	①海岸線の道路及び海岸のごみ問題について(平成28年10月24日～)
保倉区	
北諏訪区	①消防団及び自主防災組織のあり方と連携について(平成28年10月14日～)
谷浜・桑取区	
安塚区	
浦川原区	
大島区	①少子化対策について(平成27年8月10日～)
牧区	
柿崎区	①柿崎区保育園にかかる課題と今後について(平成26年11月26日～)
大潟区	①大潟区の魅力発見・発信について(平成29年3月14日～) ②鶴の浜温泉の活性化について(平成31年4月26日～)
頸城区	①大池・小池の観光資源としての利活用について(平成29年11月29日～)
吉川区	①防災無線を含む情報伝達の確保について(平成29年11月14日～)
中郷区	①「勝馬投票券」の特定財源について(平成27年7月23日～) ②未来の子ども達がいつまでも住み続けたいまちづくりについて(平成31年2月21日～)
板倉区	①板倉区観光振興の明確な方向付けについて(平成25年7月29日～)
清里区	①中山間地域の振興について(平成27年10月26日～) ・「空き家対策」について(令和元年6月24日～)
三和区	
名立区	①ろばた館の存続に向けて(平成30年3月20日～)